

# 建設工事請負契約における契約保証に関する事務処理要領

平成10年	2月10日	制定
平成16年	4月14日	改正
平成17年	4月	1日改正
平成21年	4月	1日改正
平成23年	6月	1日改正
平成29年	4月20日	改正
令和6年	4月	1日改正
令和7年	4月	1日改正
令和8年	4月	1日改正

(趣旨)

**第1条** 本市の建設工事請負契約における契約の保証については、契約の履行を確保することを目的とし、公正、迅速な執行を図るため、契約保証に関する事務取扱について必要な事項を定める。

(工事請負契約における契約の保証)

**第2条** 工事請負契約の締結に当たり、契約の相手方に対し、請負代金額の一定率以上の金額の契約の保証が付されていることを確認した上で契約を締結するものとする。

2 契約の保証については、請負代金額の100分の10以上の金銭的保証を原則とし、工事請負契約に基づく契約解除に伴う違約金の支払いを目的とするものとする。ただし、東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）第2条の規定による低価格入札者のうち低入札要領第3条第1号から第3号までに掲げる工事の契約の保証については、請負代金額の100分の30以上とする。

3 特別な場合は、請負代金額の100分の30以上とする。特別な場合とは、工事完成までの期間を厳守しなければ供用開始時期の関係から、経済的損失の補填のみでは不十分であり市政に大きな影響を与える等の場合をいい、保証については、損害保険会社の公共工事履行保証証券（以下「履行保証証券」という。）による役務的保証（代替履行の確保）を要求することとするが、この取扱については、事前に契約担当課と工事担当課で協議するものとする。

4 工事請負契約の相手方が決定されたときは、契約の相手方に対し、工事請負契約の契約保証に関する指示書（別記様式第1号）により契約保証の要求を行うものとする。

(契約保証の種類等)

**第3条** 契約保証として定めるものは、現金のほか有価証券及び契約保証として、次の各号に定めるもののうちから落札者が一つを選択するものとする。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（利付国債に限る。）保管証書の提供
- (3) 金融機関等の保証証書の提出
- (4) 前払保証事業会社の保証証書の提出（建設工事請負代金前払実施要領により、前払金を支払うことを条件とする。）
- (5) 損害保険会社の履行保証保険証券（以下「履行保証保険証券」という。）の提出
- (6) 損害保険会社の公共工事履行保証証券の提出

2 契約保証金は、落札決定後7日以内（この期間の計算には、市の休日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項各号に規定する日をいう。）を含まないものとする。次項において同じ。）に納付するものとする。ただし、東広島市議会の議決を要する契約の場合の納付期限は、その議決の日とする。

3 落札者は、選択した契約保証に係る書類を落札後7日以内に契約担当課に提出するものとする。

4 落札者は、前項の規定による提出（第1項第1号、第2号及び第3号に係るものを除く。）に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、当該金融機関等が定め、市長が認めた措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者は、当該契約保証に係る書類を提出したものとみなす。

5 前項及び東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）第10条第2項の規定により市長が認めた措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子証書等閲覧サービス（電子証書等（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された証書又は証券をいう。）を、電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するため、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、金融機関等が指定するものをいう。）による措置 落札者が、電子証書等閲覧サービスに送信した電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の契約番号に関連付けられた暗証番号をいう。）を契約担当課に提供す

ること。

- (2) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）による措置 落札者又は損害保険会社が、損害保険会社が発行したPDF形式の電子証書等を、電子メールを用いて契約担当課に送信すること。

（請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い）

**第4条** 請負者の債務不履行が生じた場合は、工事請負契約の解除の手続を行い、それに伴う違約金の請求等の手続を次の各号に定めるとおり行うものとする。

- (1) 契約保証金の納付は、違約金に充当する。
- (2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供は、違約金に充当する。
- (3) 金融機関等の保証証書、履行保証証券及び履行保証保険証券は、違約金の金額を記載した保証金（保険金）請求書（別記様式第2号）及び解除通知の写しを金融機関等に提出するものとする。

（工事完成時の扱い）

**第5条** 工事が完成し、履行検査が終了し、請負者から工事目的物の引渡しを受けたときは、手続きを次の各号に定めるとおり行うものとする。

- (1) 契約保証金の納付及び契約保証金に代わる担保として有価証券の提供があった場合は、請負者に対し請負代金額の支払請求書とともに歳入歳出外現金返還請求書又は保管有価証券返還請求書（別記様式第3号又は別記様式第3号の2）の提出を求めるものとする。
- (2) 金融機関等の保証証書の提出の場合は、保証書の受領書（別記様式第4号）を提出させ、保証書を請負者を經由して金融機関等へ返還し、市は受領書を保管するものとする。
- (3) 前払保証事業会社の保証証書の提出があった場合は、工事完成後も保証書を返還せずに保管するものとする。
- (4) 履行保証証券及び履行保証保険証券の提出があった場合は、履行保証証券又は履行保証保険証券を返還せずに保管するものとする。

（請負代金額の増額及び減額変更時の取扱い）

**第6条** 請負代金額の増額変更を行おうとするときは、契約保証金の金額が変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、請負者に対して契約保証金の金額を変更後の請負代金額の100分の10以上になるよう増額変更を求め、保証の増額変更がなされたことを確認のうえで、請負代金額の変更契約の締結を行うものとする。

2 金融機関等保険会社の保証等の増額変更については、保証契約変更契約書、又は異動承認書により確認するものとする。

3 請負代金額の減額変更を行おうとするときは、請負者から契約保証金等の金額を変更後の請負代金額の100分の10以上が確保される範囲内で減額申請があり、特段の事情がないときは、請負者の要求する額まで減額変更するものとする。

4 履行保証保険証書の場合にあつては、保険金額の減額変更は行われないこととなっている。

5 第2条第2項のただし書の規定により契約の保証を請負代金額の100分の30とした場合は、第1項の「100分の5以下」とあるのは「100分の15以下」と、同項及び第3項の「100分の10以上」とあるのは「100分の30以上」とする。

(工期の変更時の取扱い)

**第7条** 工期の延長を行おうとする場合は、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。なお、履行保証保険証書の場合にあつては、通常、変更は必要ない。

2 工期の短縮を行おうとする場合は、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険証券の場合にあつては、通常、変更は必要ない。

(契約保証金の必要な工事)

**第8条** 契約課において契約する工事は、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第34条第1項第3号及び第7号の規定を適用しない。ただし、当初設計（消費税額及び地方消費税額を含む。）が150万円以下の工事及び国又は地方公共団体と契約を締結するときは契約保証金の納付を必要としないもの（無保証）とする。

(入札説明時における取扱い)

第9条 入札説明において、次の事項を明示する。

- (1) 契約保証金の有無
- (2) 契約保証に係る経費は、一般管理費（契約保証費）の中に含む。
- (3) 前払保証事業会社の保証を契約保証とすることができるのは、前払金を請求することが前提条件になる。

（電子化に対応する措置の準用）

第10条 第3条第4項及び第5項の規定は、入札保証保険及び入札保証金に代わる担保について準用する。

（その他）

第11条 この要領は、測量及び建設コンサルタント業者等について準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第3項及び第4項、第3条、第6条、第7条並びに第8条はこの限りでない。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前にした一般競争入札の公告、指名競争入札の指名の通知及び

随意契約の見積書の徴取の通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第4項及び第5項の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約に適用し、この要領の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第10条の規定は、この要領の施行の日以後にする入札の公告又は指名の通知（以下「入札公告等」という。）に係る東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号）第1条に規定する建設工事等（以下「建設工事等」という。）の入札について適用し、同日前にした入札公告等に係る建設工事等の入札については、なお従前の例による。
- 4 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前にした一般競争入札の公告、指名競争入札の指名の通知及び随意契約の見積書の徴取の通知に係る契約については、なお従前の例による。

## 契約の保証に関する指示書

公共工事の入札・契約制度の改正に伴い、これまで公共工事の中心的な保証制度であった工事完成保証人が廃止され、新たに契約保証制度へと移行することになりましたが、建設工事請負契約約款第4条の規定による「契約の保証」については、次のとおりとなりましたので、工事請負契約書（案）の提出時に、保証を証明する書類を提出していただくこととなります。

### 1 契約保証の額

建設工事の請負契約金額の100分の10以上（10%以上）の額の保証が必要です。ただし、低入札価格調査制度適用工事又は市長が特別の事情があると認めた建設工事の場合は、100分の30以上の額が必要となる場合もあります。

### 2 契約保証の種類及び提出方法等

請負者は、契約締結に際し、次に掲げる契約保証の種類の中からいずれかのものを選び提出しなければなりません。ただし、契約保証を免除された場合は、不要となります。

(1) 契約保証金（現金）の納付
(2) 有価証券（利付国債）保管証書の提供
(3) 銀行等が発行した保証証書の提出
(4) 前払保証事業会社が発行した保証証書の提出（建設工事で前払保証が受けられるもの）
(5) 保険会社が発行した履行保証保険証券の提出
(6) 保険会社が発行した公共工事履行保証証券の提出

※ 上記の(3)から(6)までの場合は、保証（保険）期間が工期の始期から終期をすべて含んでいること。又(3)及び(4)の場合は、保証債務の履行請求の有効期間が保証期間経過後6ヵ月以上確保されていること。

請負者は、請負代金額の増減額変更及び工期の変更時には、保証契約変更契約書又は異動承認書を、発注者に提出する。

### 3 契約保証免除（無保証）等

(1) 設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が、150万円以下の工事のときは、契約保証は不要です。

別記様式第2号（第4条関係）

## 保証金（保険金）請求書

令和 年 月 日

（保険会社又は金融機関等会社名）

様

東 広 島 市 長 印

下記の建設工事請負（業務委託）契約を解除しましたので、保証金（保険金）の支払いを請求します。

なお、別途、納入通知書を送付しますので、支払いの時期及び方法については、それに従ってください。

記

1	工事（業務）名	
2	発注者	東 広 島 市 工事（業務）担当課名
3	請負（受託）者	所在地 名称 代表者名
4	契約解除の日	令和 年 月 日
5	保証証書 （保険証券）番号	
6	保証金（保険金） 請求額	金 円
7	請求の原因	工事請負契約書（業務委託契約書）第 条第 項による 違約金の請求

※ 添付書類

- ・ 契約書（変更契約書）の写し
- ・ 契約解除通知の写し
- ・ 保証証書（保険証券）の写し

令和 年 月 日

歳入歳出外現金返還請求書  
(保管有価証券返還請求書)

東広島市長様

所在地

名 称

代表者

印

次の建設工事（業務）について工事を完成（業務を完了）しましたので、契約保証金（有価証券）の返還を請求します。

1. 工事（業務）名 \_\_\_\_\_
2. 保証の種類  契約保証金 円  
 有価証券 種類 -  
額面 円
3. 添付書類  保管証書の写し（有価証券の場合）
4. 返還口座（現金返還請求の場合）

金融機関名		支店名	
種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 現金返還は原則口座払いとし、返還口座は請負代金（委託料）請求口座と同一とすること。

令和 年 月 日

歳入歳出外現金返還請求書  
(保管有価証券返還請求書)

東広島市長様

所在地

名 称

代表者

次の建設工事（業務）について工事を完成（業務を完了）しましたので、契約保証金（有価証券）の返還を請求します。

2. 工事（業務）名 .....

2. 保証の種類  契約保証金 円  
 有価証券 種類 -  
額面 円

3. 添付書類  保管証書の写し（有価証券の場合）

4. 返還口座（現金返還請求の場合）

金融機関名		支店名	
種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 現金返還は原則口座払いとし、返還口座は請負代金（委託料）請求口座と同一とすること。

発行責任者及び担当者（発行責任者と担当者は同一人物でも可）
発行責任者（所属・職・氏名）：
電話番号：（ ） —
担当者（所属・職・氏名）：
電話番号：（ ） —

※ 請求者の押印を省略する場合は、記載すること。

※ 発行責任者は代表取締役、支店長、営業所長等、請求書を発行するに当たり責任を有する者とする。

別記様式第4号（第5条関係）

# 受領書

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

所在地

名 称

代表者

代理人（職・氏名）

下記の建設工事請負（業務委託）契約に係る契約の保証書を確かに受領いたしました。

## 記

1. 工事（業務）名

-----

2. 保証人名  
（金融機関名）

-----

3. 保証証書番号

-----

担当者氏名： \_\_\_\_\_

